

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、  
緊急かつ一時的な生活費を必要とする皆さまへ

## 緊急小口資金特例貸付のご案内

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

### ■貸付額

10万円以内（学校等の休業等の特例20万円以内）

【20万円の借入ができる世帯は以下の通り】

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- ・世帯員に要介護者がいるとき ・世帯員が4人以上の世帯
- ・世帯員に①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
  - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子
- ・世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- ・上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

### ■償還について

原則、金融機関口座引落しで毎月償還（償還期限2年以内）

- ※償還は据置期間（12ヶ月）経過後となります。ただし、令和4年12月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、据置期間を令和4年12月末まで延長されます。
- ※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の方は償還を免除することができることとしています。

### ■貸付利子：無利子、保証人：不要

### ■申込について

原則、郵送によるお申込となります。

- ※ 申込書類は仙台市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。
- ※ 申込書類一式の資料請求をご希望の場合は、裏面の連絡先にお電話ください。
- ※ やむを得ない事情により来所による申込をご希望の場合、ご予約が必要となります。

※ 以下の世帯は貸付対象外となります

- 生活保護受給中の世帯 ○借入申込書等の記載内容が事実と異なる場合
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少していない場合
- 破産申し立て手続き中の方がいる世帯 など

申込みに際して必要な書類等  
(申込書類の他に必要なもの)

①本人確認書類の写し

免許証、健康保険証、住基カード、パスポート、  
マイナンバーカード等  
※ 外国籍の方は在留カードも必要です。

②通帳の写し

貸付金の振込口座と返済金の引落し口座を確認で  
きる通帳の表紙と表紙をめくった見開き部分  
※ 振込口座にネット銀行はご使用出来ません。  
※ 引落し口座は七十七、仙台、農協、ゆうちょのどれかに  
限ります。

③印鑑

銀行届出印をご用意ください。

④住民票

世帯員全員分のもの  
外国籍の方は在留資格・期間も記載されているも  
の  
※ 発行から3ヶ月以内のものをご用意ください。  
※ マイナンバーは記載しないでください。

◆2回目のお申込の場合

1回目の貸付決定通知書のコピー  
※ ①と④は不要です。  
※ 既に上限額(20万円)をお借入れされている場合は、  
お申込できません。

※その他必要に応じて、追加で書類を求める場合がございます。

審査により貸付金額の減額、または貸付を行わないことがあります。

また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をつけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

ご連絡先

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

070-1398-1681	/	070-3105-3485
080-9190-5476	/	090-6088-4507
080-9190-2546	/	080-7998-2206
080-4478-5025	/	090-6071-5795

受付時間(平日 9:00~16:00) ※上記連絡先は令和4年3月末までとなります。

実施主体：社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 TEL 022-225-8478  
〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目7番4号 社会福祉会館内

※通訳の支援が必要な方は仙台多文化共生センター

「通訳サポート電話」022-224-1919 (9:00~17:00) にご連絡ください。